

	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度
環境基本計画	令和2～計画期間		策定	計画期間	計画期間	策定	策定	策定	策定	策定	策定	策定
	策定											
※新エネ・省エネビジョン、木質バイオマス計画の内容を包含する。												
地球温暖化(事務事業編)	計画期間											
	策定	計画期間										
※国の脱炭素ロードマップに合わせて、中間目標年度を2030年度末として、2030年度に見直しを行う												
地球温暖化(区域施策編)	策定		計画期間									
	策定		策定									
※国の脱炭素ロードマップに合わせて、目標は2050脱炭素とする。中間目標年度を2030年度末として、2030年度に見直しを行う												
生物多様性	策定		計画期間～令和16年									
	策定		策定									
※環境基本計画期間内に着手する必要あり。計画期間は長期目標2050年まで、短期目標10年間で見直しとする。SDGsは2030。												

○朝来市環境審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 44 号

(設置)

第 1 条 市民の健康を保護するとともに良好な生活環境の保全及び創造を図るため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、朝来市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造についての基本的事項及び重要事項について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 専門の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任命及び委嘱)

第 4 条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 住民を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任され、又は再委嘱されることができる。

3 専門委員は、専門の事項の調査審議が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、諮問された事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬等)

第10条 審議会委員の報酬及び費用弁償については、朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、市民生活部市民課が行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。